

議会基本条例策定特別委員会（第6回検討事項）会派検討内容

資料2-2

検討事項	参考人・公聴会制度の活用		請願・陳情者からの意見聴取		議会モニターの実施		パブリック・コメントの実施		議会の平日夜間・土曜、日曜開催 （※要執行部協議事項）	
「考え方」 前回提示内容	議会は、議案や請願・陳情及び所管事務に係る調査の参考とするとともに、広く市民の意見及び知見を審議等に反映させるため、公聴会制度及び参考人制度の積極的な活用に努める。		議会は、請願及び陳情の審議等にあっては、必要に応じて請願や陳情の提出者の意見を聴いたうえで、審議等を行うとともに、当該請願者又は陳情者から申出があるときは、当該請願者又は陳情者の意見を聴く機会を設けるものとする。		議会は、必要に応じて、いつでも市民の意見を広く聴取できる体制を整えるとともに、モニターとの意見交換を通して、議会活動及び委員会活動並びに議員活動に市民の意思を反映させるため、議会モニター制度を設けることができる。		議会は、市政に関する基本的な政策等の策定に当たり、市民が意見を提出する機会として、意見提案手続（パブリック・コメント手続）を行うことができる。		議会は、傍聴の利便性を高め、市民に開かれた議会運営に資するため、平日の夜間、土曜日又は日曜日にも本会議を開催するよう努めるものとする。	
区分	条例案掲載	考え方に対する意見等	条例案掲載	考え方に対する意見等	条例案掲載	考え方に対する意見等	条例案掲載	考え方に対する意見等	条例案掲載	考え方に対する意見等
真政会	○	・議会は市民の意思及び知見を審査に反映させるため、必要と認めるときは、公聴会及び参考人制度の活用に努める。	○	・議会は、請願及び陳情の審議等にあっては、必要に応じて提出者の意見を聴くことができる。	×	・議会、議員は、いつでも市民の意見を広く聴取する立場にあるので、今後の検討課題とする。	○	条文化するにあたっては、多摩市の第5条に準じて、市民の意見聴取の場とまとめて盛り込むこと。	×	・先進事例をよく精査し検討する必要がある。 ・また、現在実施しているネット配信の精査をしてから検討する。
みらい福島	○	—	○	・詳細については運用細目で決めることではあるが、基本的に賛成する。 ・特別の事由（宗教、暴力団関係、社会良俗に反するなど）が無い限りなど、考慮すべきではないか。	○	—	○	—	○	—
市民21	○	—	×	・審査に必要かどうかは議会の都合であり、陳情については必須事項が網羅されていれば提出に何ら制限は無いことから、審査の過程で必要が生じた場合のみ実施。	×	・参考人や公聴会を活用することで市民の意思は反映できると認識する。 ・多様な課題について広く意見を聴取するにあたり、モニターのように特定の者に固定するのは趣旨に添わないと考える。	○	—	×	・職員の時間外を前提とした人件費増加や勤務体制には問題があると認識する。 ・ただし、振替勤務による土曜、日曜開催であれば可能性は否定しないが、平日に大勢の休暇者が出ることへの影響は大きいと考える。
公明党	○	—	○	—	△	・実施時期に検討が必要である。	○	—	○	・「努める」機会をつくっておくことはいいのではないかと、どのレベルで考える、とする。
日本共産党	○	・積極的に活用すべき	○	・「考え方」の言葉通りとする。 ・「特別の事由がない限り」等の文言は入れない。	?	・設置に反対するものではないが、議会として、どんな課題についてモニターに意見を求めるのか、議論が必要。	○	・議会として、何をパブリック・コメントにかけるのか、基準をどう作るか。	?	・開催の事例をよく検討し、その効果・必要性を議論して、市民が望んでいるかどうか。
社民党・護憲連合	○	・本会議においても、常任委員会、特別委員会と同様に、参考人・公聴会制度の活用を図り、広く市民の意見及び知見を審議等に反映すべきもので、積極的な活用に努める。	○	・必要に応じて請願や陳情の提出者の意見を聴取し、審議等を行うことができ、また、当該請願または陳情者から申し出があった場合は、当該請願または陳情者の意見を聴く機会を設けるものとする。 ・先例282(3)は、残しておく。	○	・盛り込む場合の条件は、北名古屋市の市議会モニターの内容と同様にすべき。	×	・条例に盛り込まなくても、実施要綱で明記すればよいと判断した。	○	・盛り込む場合の条件は、「重要かつ緊急の事案が発生した場合に限る」を明記する。  [問題点] ・職員の就業規則変更を伴う等、これまで、行政サービスの一環として12時から13時まで窓口を開放してきた経過もあるが、行政のあり方や本市全体に関わる問題が発生するため、「重要かつ緊急の事案が発生した場合に限る」とし、それ以外は認めない。 また、平日夜間・土曜、日曜開催の意義が理解できない。

※注）【条例案掲載】欄 ○：盛り込むべき、×：盛り込まない